

## AIやデジタルを活用した中小受託取引適正化法 (取適法) 対応の高度化・効率化

AIやデジタル技術を活用して取引データを分析し、法令違反のリスクを早期に検知して未然防止の仕組みを提供します

### 中小受託取引適正化法 (旧下請法) の勧告リスクの増大

定期調査数や勧告数は令和3年(2023年)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の公表以降、増加しており、中小受託取引適正化法(旧下請法)の執行強化と改正による勧告リスクは近年、増大しています。

#### 定期調査の実施状況

[単位:名]

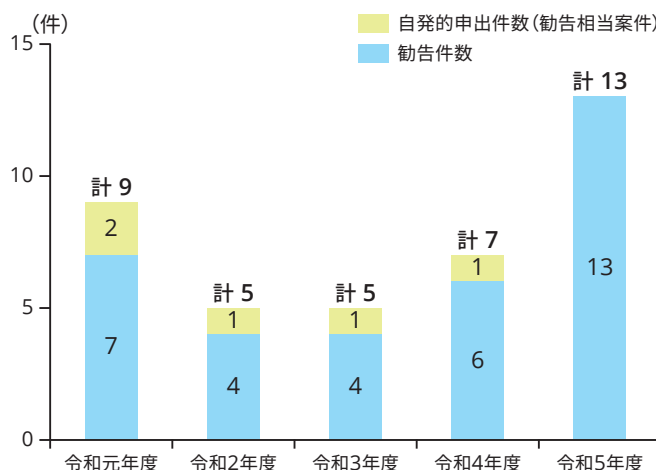
	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和5年度	80,000	330,000	410,000
製造委託等(注1)	46,900	199,138	246,038
役務委託等(注2)	33,100	130,862	163,962
令和4年度	70,000	300,000	370,000
製造委託等	37,993	176,799	214,792
役務委託等	32,007	123,201	155,208
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	37,280	169,318	206,598
役務委託等	27,720	130,682	158,402

(注1) 製造委託等: 製造委託及び修理委託をいう。

(注2) 役務委託等: 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

出典: 令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組: [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240605\\_R5\\_honbun.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240605_R5_honbun.pdf)

#### 勧告件数及び自発的申出件数(勧告相当案件)の推移



### AI/デジタルを活用した取適法対応

取適法対応に求められる管理強化に関し、各社とも膨大な数の取引により、網羅的な確認ができなかったり、追加的管理行為に割くリソースの不足が生じたりしており、AI/デジタルを活用した取適法対応の高度化・効率化も必要です。

#### 【活用事例】AIチャットボットを活用した企業およびデロイトの支援例: 発注企業における取適法(改正下請法)違反の未然防止

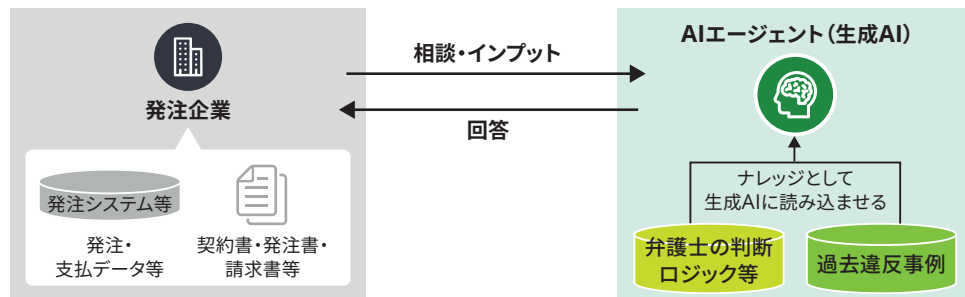
##### (課題)

取適法に関し、当局から産業別の取引適正化ガイドラインや講習会テキスト、業界団体からの自主行動計画等、膨大な文書が提供されている一方で、担当者ごとに判断が異なる可能性がある。会社として標準的・統一的な判断ができるようにし、取適法違反を未然防止したい。

##### (AIを活用したソリューション)

AIに法令、ガイドライン、講習会テキスト等の公開情報、過去の違反が懸念される事例を学習させ、取適法違反が懸念される取引が生じた場合に、担当者がAIチャットボットに問い合わせることで、取適法違反の可能性や未然防止のための留意点等について回答してもらい、各担当者の判断、意思決定に役立てる。

#### 取適法AIソリューション AIチャットボット



チャットボットへの相談例	チャットボットの回答例
<b>発注・契約段階</b> 「見積り合わせ」の段階で、発注前に試作や図面作成を依頼し、その費用を支払わないのは問題ですか？	はい、発注前の段階であっても、親事業者の依頼に基づき下請事業者が試作や図面作成などの作業を行い、成果物を提出した場合、正当な理由なく無償とすることは下請法違反（不当な経済的利益の提供要請）となる可能性があります。発注前の作業でも、費用負担について事前に合意し、必要に応じて支払いを行う必要があります。
<b>納品・検収段階</b> 量産品納品後、親事業者側の都合で急遽納品数量を減らすよう指示され、余剰在庫が発生しました。この場合の取り扱いはい？	発注済み・製造済みの製品について、親事業者の都合で納品数量を減らし、余剰在庫が下請事業者に発生した場合、その損失を下請事業者に一時的に負担させることは下請法違反（返品・発注取消し等の禁止）となる可能性があります。発注後の数量変更は慎重に行い、必要に応じて補償や協議を行ってください。
<b>支払・価格決定段階</b> 支払サイトを120日など長期化する運用にしていますが問題ないですか？	下請法では、納品日または検収日から60日以内に代金を支払うことが義務付けられています。支払サイトを60日超に設定することは違反となります。現行運用を見直してください。
<b>アフターサービス・リコール対応段階</b> リコール或不具合対応で、親事業者が直接関与せず、下請事業者だけに無償で再作業や出張対応をさせることは問題ありませんか？	リコール或不具合対応で、下請事業者の責任範囲を超えて無償で再作業や出張対応を強いることは、「不当な経済的利益の提供要請」として下請法違反となる場合があります。原因や責任区分を明確にし、必要な費用は親事業者も負担するよう検討してください。

## 合同会社デロイト トーマツ

Mail ra\_info@tohatsu.co.jp

URL www.deloitte.com/jp/dtllc

【国内ネットワーク】東京・大阪・名古屋・福岡

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能な継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>